

令和5年度

上越市新産業創造支援事業補助金

～新技術・新商品開発を強力にサポート！～

目的

当補助制度は、地域産業の技術の高度化及び新たな事業分野への進出等を推進するため、市内中小企業者等の皆さんが行う新技術・新製品の研究開発事業等に要する費用の一部を補助するものです。

募集期間

令和5年4月3日（月）から5月31日（水）まで

補助対象者

市内で新技術や新製品の研究開発、市場開拓及び商品化を行う中小企業者等の皆さんで、応募時点で納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。

補助対象事業

事業種類	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般研究開発事業	市内中小企業者、中小企業等事業協同組合等の方 ※市税に滞納がないこと。	企画・設計から試作開発までの事業	研修・技術指導費 設備費 原材料費 外注加工費 人件費 など	200万円 (補助率1/2) (注1)農商工連携又は大学等研究協力機関との連携による事業は、補助率2/3
②特定研究開発事業(注2)	市内中小企業者を主とする任意のグループの方、中小企業等事業協同組合等の方 ※市税に滞納がないこと。	調査、企画・設計から試作開発、販売プロモーションまでの事業	調査費 研修・技術指導費 設備費、原材料費 外注加工費 人件費 販売プロモーションにかかる経費 など	300万円 (補助率2/3)
③新市場開拓・商品化事業(注3)	市内中小企業者、中小企業等事業協同組合等の方 ※市税に滞納がないこと。	開発した製品・技術の市場開拓又は商品化するための事業 ・試作、改良、実験又は品質検査を行う事業 ・デザイン等の改善事業 ・製品・技術の求評事業	研修・技術指導費 印刷製本費 委託費 マーケティング活動費 など	100万円 (補助率2/3)

※申請書・事業計画書は、市ホームページからダウンロードできます。

(注1)「農商工連携」の要件

- ①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携すること。
- ②それぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ③新商品又は新役務の開発、生産・提供、需要の開拓を行うものであること。
- ④中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られること。

(裏面に続きます)

(注2) 特定研究開発事業の要件

- ①上越ものづくり振興センター運営協議会の部会で承認を受けること。
- ②複数の企業の連携による研究開発であること。
- ③地域への波及効果が高いと認められるもの。

(注3) 新市場開拓・商品化事業

- ①・②の事業や、国、県その他の団体が行う支援事業により研究開発した製品又は技術の市場開拓又は商品化のために行う事業

申請から補助金支払いまでの流れ

※このスケジュールは、応募状況等により変更する場合があります。



本事業で研究・開発した製品、技術の市場化、事業化を推進するため、「メイド・イン上越推進事業」により販路開拓（見本市への出展）を支援します。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

上越市産業部産業政策課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 2554 番地 上越市市民プラザ 2 階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678